

## ◎国民生活等の混乱を回避するための

### 租税特別措置法の一部を改正する法

律  
(平成二〇年三月三十一日法律第九号)(衆)

#### 一、提案理由(平成二〇年三月三十一日・衆議院本会議)

○原田義昭君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、本日財務金融委員会において成案を得、委員会提出法律案と決し、提出したものでございます。去る一月二十三日に政府が提出した所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が本年四月一日より後となる場合に備え、国民生活等の混乱をできる限り回避する観点から、三月三十一日に期限の到来する租税特別措置のうち、納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部位について、その期限を暫定的に五月三十一日まで延長するものでございます。

具体的には、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、土地の売買による所有権の移転登記等

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律

に係る登録免許税の税率の軽減措置、入国者が輸入するウイスキーや紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置等を対象としております。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び概要でございます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

#### 二、参議院財政金融委員長報告(平成二〇年三月三十一日)

○峰崎直樹君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、国民生活等の混乱を回避するため、平成二十年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置のうち、当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らして、その期限を延長する必要性が認められるもの一部位について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講じようとするもので

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律  
あります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長原田義昭君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。